

# 東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金

市内への移住・定住を推進するため、県外事業者が、  
購入した空き家を事業所として改修等する費用に対し、補助金を交付します。

空き家の改修等をお考えの方は、必ず**事前申請**してください。

## ▼申請できる方

- 法人事業者【会社法上の本店が県外にある法人】  
改修した物件で勤務する従業員のうち、1名以上は県外からの移住者、又は移住する予定であること
- 個人事業主  
税務署に個人事業の開業届書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている県外からの移住者、又は移住する予定であること
- ◆移住者とは、一定期間居住する意思を持ち、市内に住民票の登録がある者で、住民票を移す直前に、連続して3年以上県外に在住していた者及び香川県に転入して2年未満の者

## ▼対象となる物件

- 「かがわ住まいネット（空き家バンク）」を通じ購入した一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であること。賃借は不可。
- 空き家の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること
- テレワークを行うための環境を整えること
- 国庫補助金及び他の香川県補助金を受けていないこと

## ▼補助内容

- 家屋改修費  
家屋の改修に要する経費、耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費、建物付帯設備の整備に要する経費（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレ等）
- 通信環境整備費  
Wi-Fi環境整備費、電話・通信回線工事費、セキュリティ関連機器等、通信設備導入費（月額利用料等の維持費は除く）  
（注意）補助対象事業費100万円以上であることが要件です

## ▼補助金額

補助対象事業費の2分の1

- 法人事業者の場合 最大 400万円
  - 個人事業主の場合 最大 200万円
- （注意）交付決定後に工事を開始し、申請年度2月末日までに事業が完了であること

## ▼その他

- 本補助金の交付は対象住宅及び申請者に対して1回限りです。

## 事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付

！ 改修については、必ず交付決定後に着手してください。  
着手後の事後申請は受付できませんのでご注意ください。